

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく各特別児童扶養手当資格喪失処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 28 年 6 月 6 日付けで行った、法 5 条 1 項及び法施行規則 24 条 1 項の規定に基づく各特別児童扶養手当資格喪失処分（以下請求人の子である〇〇さんに係る処分を「本件処分 1」、同じく〇〇さん（以下〇〇さんと併せて「各子供ら」ということがある。）に係る処分を「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね次のとおりであり、これらのことから本件各処分の取消しを求めている。

請求人の各子供らは、現在も特別支援学級に通っている。学校の通学時、送迎の補助が必要。入浴時及び化粧室（個室）で補助が必要。癩癩を起すことがある。平成 28 年 3 月に行った知的検

査では5歳5ヶ月と5歳6ヶ月という診断が出ている。など、認定を受けた日から現在まで状況の変化はあまり見受けられない。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 1月12日	諮問
平成29年 2月15日	審議（第6回第1部会）
平成29年 3月22日	審議（第7回第1部会）
平成29年 4月24日	審議（第8回第1部会）
平成29年 5月22日	審議（第9回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 特別児童扶養手当は、法3条の規定に基づき、障害児の父又は母が障害児を監護するとき等において、法5条1項の規定に基づき知事の認定を受けた当該父母等に支給されるものであり、支給要件に該当する程度の「障害児」については、法2条1項において「20歳未満であって、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とし、その状態については、同条5項において「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定め

る。」としている。

これを受けて、政令は、別表第三（以下「政令別表」という。別紙3）において各級の障害の状態を定めており、さらに、障害の各種別における障害程度の認定事務を実際に行うに当たってよるべき基準として、認定要領及び認定要領の別添において「特別児童扶養手当障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められている。

- (2) 認定要領は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準であり、精神又は身体に障害を有する児童についての特別児童扶養手当支給事務の処理を遂行する上で、法の解釈及び運用指針として合理性を有するものと考えられる。
- (3) 認定要領2(4)は、障害の認定は、診断書によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施した上で適正な認定を行うとする。
- (4) 認定要領2(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととする。
- (5) 認定要領2(6)は、各傷病についての障害の認定は、認定基準により行うとする。そして、各子供らの障害の状態は、提出された本件各診断書がいずれも様式第4号(知的障害・精神の障害用)であることから、それぞれ認定基準第7節「精神の障害」に基づいて行うこととなる。
- (6) 精神の障害については、政令別表によれば、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」を1級、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」を2級とする。そして、認定要領2(3)は精神の障害の程度の判定にあたっては、現在の状態、医学的

な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うとする。同2(3)イは政令別表における2級「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」とは、他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるものをいうとし、例えば、家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものとする。

また、認定要領2(5)イは、精神疾患（知的障害を含む。）については、原則として障害認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うとし、同2(5)ウにおいて、必要な場合には、同2(5)イの原則にかかわらず適宜必要な期間を定め再認定を行うこととされ、当該場合には、過去の判定経歴、年齢、育成医療等の受療状況など、障害程度の変動の可能性等を十分に勘案して再認定期間を定めることとする。

- (7) さらに、認定基準第7節2において精神の障害が区分されているが、「発達障害」については、「たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的判断して認定する。」こととされ（第7節2・E・(2)）、各等級に相当すると認められるものとして、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」を1級、「発達障

害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」を2級と例示する（第7節2・E・(3)）。また、「日常生活能力等の判定にあたっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。」とされている（第7節2・E・(4)）。

2(1) これを本件処分1についてみると、〇〇さんについては、合併症として「知的障害」があるとされているが（別紙1・3）、認定基準第7節2・D・(2)により知的障害については、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」であって、知能指数がおおむね50以下のものが2級に相当するとされているところ、〇〇さんの知能指数は58とされ（別紙1・7・(1)・ア）、基本的な日常生活能力がほぼ自立とされている（別紙1・13）ことなどから、〇〇さんの知的障害の程度については、政令別表に定める障害程度に該当しないと判断するのが相当である。

(2) このため、〇〇さんの主な精神障害である広汎性発達障害について、以下検討する。

本件診断書1によると、〇〇さんについては、「問題行動及び習癖」の欄の5項目に該当しているものの（別紙1・11・(1)ないし(5)）、その程度・症状等の欄の記載（別紙1・11・(6)）によれば、問題行動を抑制するための投薬状況にあるとまでは読み取れず、投薬が不要の状況であると認められる。性格特徴は、明るく優しいとされることから（別紙1・12）、上記問題行動はその場面も限定的なものと認められる。また、日常生活能力の程度については、排泄が半介助とされているものの、食事、洗面、

衣服及び入浴が自立、睡眠が問題なしとされ、危険物について特定の物、場所はわかるとされている（別紙１・１３）。

これらのことからすると、知能指数のみならず、日常生活のさまざまな場面及び〇〇さんの諸症状を総合的に判断しても、認定要領２・(3)・イが２級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第７節２・E・(3)が２級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書１の記載から、〇〇さんの障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（１級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（２級）の状態には該当せず、政令別表に定める障害の状態は「非該当」と判断することが相当である。

- (3) 以上のとおり、〇〇さんの障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書１を基に、「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 診断書内の基本的な日常生活能力がほぼ自立である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。
- (4) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が〇〇さんに係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分１を違法又は不当ということはできない。

3 (1) 次に、本件処分2についてみると、〇〇さんについては、合併症として「知的障害」があるとされているが（別紙2・3）、認定基準第7節2・D・(2)により知的障害については、「食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの」であって、知能指数がおおむね50以下のものが2級に相当するとされているところ、〇〇さんの知能指数は69とされ（別紙2・7・(1)・ア）、基本的な日常生活能力が全て自立とされている（別紙2・13）ことなどから、〇〇さんの知的障害の程度については、政令別表に定める障害程度に該当しないと判断するのが相当である。

(2) このため、〇〇さんの主な精神障害である広汎性発達障害について、以下検討する。

本件診断書2によると、〇〇さんについては、「問題行動及び習癖」の欄の6項目に該当し（別紙2・11・(1)ないし(6)）、その程度・症状等の欄の記載（別紙2・11・(7)）によれば、不安になると頭をたたく、自分の思い通りにならないと泣く、自分の大事なものを投げる、姉とのけんかでは、たたく、けがをさせるなど、暴力的になるとされてはいるものの、問題行動を抑制するための投薬状況にあるとまでは読み取れず、投薬が不要の状況であると認められる。また、性格特徴は優しいとされることから（別紙2・12）、上記問題行動はその場面も限定的なものと認められる。そして、日常生活能力の程度については、睡眠が夜眠らず騒ぐ、寝ぼけるとされているものの、食事、洗面、排泄、衣服及び入浴が自立とされ、危険物も大体わかるとされている（別紙2・13）。

これらのことからすると、知能指数のみならず、日常生活のさ

さまざまな場面及び〇〇さんの諸症状を総合的に判断しても、認定要領 2・(3)・イが 2 級に相当するものとして例示する「家庭内の極めて温和な活動はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるもの」及び認定基準第 7 節 2・E・(3)が 2 級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度に至っているものとは認められない。

したがって、本件診断書 2 の記載から、〇〇さんの障害の程度については、「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」（1 級）及び「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（2 級）の状態には該当せず、政令別表に定める障害の状態は「非該当」と判断することが相当である。

(3) 以上のとおり、〇〇さんの障害の程度は、法に規定する障害程度に該当しないものと判断されるところ、審査医も、本件診断書 2 を基に、「知的障害については、軽度知的障害程度に保たれている 意識障害、精神症状、問題行動が少ない 基本的な日常生活能力が全て自立である」として、法に規定する障害程度に該当しないと判断していることが認められる。

(4) そうすると、審査医の審査結果を踏まえ、処分庁が〇〇さんに係る請求人の特別児童扶養手当の受給資格を喪失させた本件処分 2 を違法又は不当ということはできない。

4 請求人は、平成 28 年 3 月に行った各子供らの知的検査の結果及び各子供らの生活状況、症状から見て、本件各処分が違法、不当である旨を主張する（第 3）。

しかし、特別児童扶養手当に係る障害の認定は、障害状況届とともに提出された診断書を基に、上記1のとおり、法、政令、認定要領及び認定基準等により行うものである。そして、本件各診断書から判断すると、〇〇さん及び〇〇さんの障害の程度は、いずれも法に規定する障害程度に該当しないものと判断するのが相当であることは、上記2及び3のとおりである。さらに、当初、平成25年5月7日の各特別児童扶養手当受給資格の有期認定において、有期年月をそれぞれ2年として障害の程度を認定し、平成27年5月7日の更新においては有期年月を1年とした上で、「次回は非該当の可能性あり」との記載が付された経緯に照らすならば、今回の本件各処分は、これらの経緯に照らしても問題はない。よって、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできない。

したがって、上記請求人の主張を採用することはできない。

#### 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一

別紙1ないし3 (略)